

令和7年6月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和7年6月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和7年6月30日（月）午後1時30分から午後3時00分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 23人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	3 番	柳澤 一向	4 番	武井 茂善
	5 番	中川 敦	6 番	久保 節夫
	7 番	松田 和久	8 番	河西 穂高
	9 番	丸山 茂実	10 番	矢嶋 壽司
	11 番	御子柴清市	12 番	塩原 秀俊
	13 番	田中 悦郎	15 番	塩原 俊昭
	16 番	松尾 英志	17 番	濱 博
	18 番	齋藤 勝幸	19 番	奥原 邦義
	20 番	倉科 孝明	21 番	塩原 至
	23 番	二村 喜子	25 番	山田 久子
	26 番	村山さえ子		

(2) 推進委員 7人	推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
	推5 番	百瀬 文仁	推8 番	石川 克彦
	推15 番	平林 章司	推16 番	丸山 貴久
	推18 番	百瀬 一郎		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人	14 番	細江 弘光	22 番	古畑 英俊
	24 番	上條信太郎		
(2) 推進委員 11人	推3 番	梶原 知子	推4 番	古家 豊和
	推6 番	赤羽 武史	推7 番	上杉 壽和
	推9 番	横山 竜大	推10 番	手塚 稔幸
	推11 番	中野 浩史	推12 番	横山 泰治
	推13 番	清水 麻未	推14 番	原口 知明
	推17 番	太田 稔		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件
……………（議案第56号、第57号）
- イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第58号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第59号～第69号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第70号、第71号）

- オ 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件……………（議案第 7 2 号～第 7 6 号）
 カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
 ……………（議案第 7 7 号、第 7 8 号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の件
 イ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件
 ウ 農地法第 4 条の規定による届出の件
 エ 農地法第 5 条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和 7 年度第 1 回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
 イ 令和 7 年度第 1 回青年等就農計画の審査結果について
 ウ 農業施策に関する意見書作成の中間報告について
 エ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

公務災害補償制度への加入について

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		//	局長補佐	上條 仁
		//	局長補佐	小笠原晃子
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 事	倉科 愛加
	農 政 課		主 事	城生 涼風
	//		主 事	依田 光洋
	松本農業農村支援センター	主 査		山戸 香織

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第 3 条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 2 5 番 山田 久子 委員
 2 6 番 村山さえ子 委員
 〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいり

ます。

初めに、議案第56号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、地元の委員から説明をしていただきます。

1番、私の担当であります。

〇〇さんのですが、この方はお嫁に行かれまして、お父さんが少し体調を崩されているということで、帰って、実家の農地にシイタケを作りたいということで、我が家へ見えて、横山推進委員と2人で面談をいたしました。自家消費中心ということで、周りの環境とか折り合いをつけながら、スムーズな営農をしてくださいというふうに申し上げて、了解をしていただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、2番、〇〇さんについて、内田の丸山委員、お願いします。

丸山農業委員

〇〇さんですが、今回に至るまでに、当初、他の農地を借りようということで話があって、面談をしたという経過があります。再度〇〇さんとお話をさせてもらいました。〇〇さんについては、自然農法で作付、栽培に取り組むということで聞きました。どちらかというと、畦畔の草だとか、わらだとか、そういうものを畝の深くにしっかりと敷き詰めて、それを肥料として農業をやるということで、今回も新しい農地ですが、しっかり取り組むということでの前向きな意欲を感じましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から議案の説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科主事

農業委員会事務局の倉科と申します。

特記事項等ございませんので、議案の説明に移らせていただきます。

着座にて失礼します。

別冊資料の1ページをご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第56号です。

合計のみ申し上げますので、4ページをご覧ください。

合計、筆数140筆、貸付け99人、借入れ68人、

面積19万2,568平米。

議案第56号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等

ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員を対象に伺いますので、よろしくお願いいたします。

議案第56号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第57号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、百瀬委員には退室をお願いいたします。

(百瀬農業委員 退席)

議 長

事務局から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科主事

続きまして、議案第57号です。

合計のみ申し上げます。

筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,524平米。

議案第57号は以上になります。

議 長

ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第57号については、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

退室している百瀬委員の入室をお願いいたします。

(百瀬農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第 5 8 号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について上程します。
事務局の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、議案第 5 8 号について説明いたします。
別冊資料 5 ページをご覧ください。
所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について、合計のみ申し上げます。
件数 2 件、筆数 2 筆、合計面積 6, 5 9 8 平米となります。
以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第 5 8 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定します。
続きまして、議案第 5 9 号から 6 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請許可、1 1 件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、総会資料 1 ページをご覧ください。
あわせまして、今日、机の上に置いてあります別冊資料、農地法 3 条位置図資料、以下議案につきましては、4 条、5 条、引き続き農業経営につきましても、位置図資料を参考にご覧になってください。

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第59号は、農地保全のため、所有権移転するものです。
議案第60号は、隣接自己所有農地と一体利用するため、所有権を移転するものです。
議案第61号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第62号は、経営承継のため、所有権を移転するものです。
議案第63号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
2ページをお願いいたします。
議案第64号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第65号、66号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第67号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第68号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第69号は、農業経営規模拡大のため、使用貸借権の設定をするものです。
参考資料として、新規就農者の情報を3ページに掲載しております。
以上11件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
ご審議をお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
議案第59号、60号、百瀬委員。

百瀬農業委員 59号ですが、譲受人が以前に申請地の隣接農地を取得しており、今回、隣接農地の奥にある申請地を取得するための案件となっています。現状も農地として使っているようですので、特に問題はないかと思います。
次に60号ですが、隣の農地に家を建てるということで、申請農地の進入路が非常に狭くなるということで、農地の一部を譲受人に農地として譲るというもので、問題はないかと思います。

議長 61号、濱委員。

濱農業委員 61号ですが、申請地の2筆は、ちょっと前まで無断転用という扱いになっておりまして、今は解消されていますが、低利用農地となっています。譲渡人と譲受人は、親戚筋になりまして、新規就農して、申請地で野菜を栽培するということでお話を伺いました。自家消費の野菜ということですが、面積が広いものですから、今後、利用状況など注意深く見守っていきたいと思っております。また、何か分からないことがあれば、JAの指導係もいるので、そちらのほうへ行って話を聞いてくださいということを伝えてあります。それ以外は、別段問題ありません。
以上です。

議長 62号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 この4筆の土地については、〇〇さんの所有地ですが、本人は塩尻に住んでいるということで、農業ができないという状況です。そこで、息子さんに経営を承継するということで、贈与により権利移転するものです。現地確認しましたが、全て耕作されておりまして、特に贈与であって問題ないと考えます。

以上です。

議 長 63号、今井地区の案件でありますけれども、ほかに利用権設定の農地がありましたので、耕作されているか事務局を通して精査しましたし、この今井の案件についても現地確認したわけですが、整然と栽培されており、何ら問題ないというふうに判断をいたします。

続きまして、64号、河西委員。

河西農業委員 相続で取得した〇〇さんが遠くに住んでいるため、耕作できない土地を借りてやってもらった〇〇さんが購入するという案件になります。特段問題ないかと思います。

議 長 65号、66号、小林委員。

小林農業委員 65号と66号ですが、両方〇〇さんと〇〇さんが高齢のため、農地保全ということで、親戚にあたる〇〇さんが引き継いでやるということで、特に問題ないと思います。

議 長 67号、久保委員。

久保農業委員 場所は四賀の中川となります。〇〇さんが〇〇に住んでいますが、中川に古民家を買って、その周りがある畑、田んぼを自家用野菜としてやりたいということで、形としては新規就農ということになります。何ら問題ありません。

議 長 68号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、〇〇さんがご自身所有の2つ隣となります農地1筆を〇〇にお住まいの〇〇さんから売買により所有権移転を行うものです。これまで耕作されていた方が昨年急逝されまして、安曇野市に住む〇〇さんの親族の方が耕作者を探されており、たまたま圃場にいた〇〇さんにお声がかかったというこの経過だということでお聞きしております。特段問題はないため、許可は適当と考えております。

以上です。

議 長 69号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 場所は波田駅の近くでございまして、以前は農地中間管理機構を挟んだ契約をしていましたが、市街化区域ということで、今年の４月以降からは機構を挟むことが出来なくなり、初めて農地法第３条許可申請により使用貸借権の設定を行うものです。農業経営規模拡大ということで、現場を見てきますと、今、ちゃんと起こしてありますので、問題ないかと思います。以上です。

議長 全体を通しまして皆さんのほうから質問、意見等を求めます。

〔質問、意見なし〕

議長 意見等ないようですので、農地法第３条の規定による案件、議案第５９号から６９号の１１件について、一括して集約します。
農業委員に聞きますが、議案第５９号から６９号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。
続きまして、議案第７０号及び７１号 農地法第４条の規定による許可申請承認の件、２件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をいたします。
議案書の４ページをお願いいたします。
農地法第４条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第７０号、転用目的は貸し駐車場です。やむを得ないものとして追認申請となっております。
続きまして、議案第７１号、転用目的は住宅敷地（駐車場）です。こちらもやむを得ないものとして追認申請となっております。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 地元農業委員の意見を求めます。
７０号、柳澤委員。

柳澤農業委員

先日、〇〇さんにお会いして、ちょっとお話をいろいろ伺ってきました。何かいろいろ歴史というか、経過がある土地でして、34年前、平成3年に、既に亡くなっているお父さんが、当時の休耕地に農家住宅を建設するという目的で取得しています。そのお父さんが亡くなって、その息子さんの〇〇さんが相続したのですけれども、その間、すぐ何か農家住宅建築ということではなくて、そのまま、休耕地のまま不耕作地として継続してきました。最近になって、ちょうど申請地の手前に〇〇ができていて、それからつい最近、その隣に〇〇という〇〇を加工するお店ができて、駐車場が必要になったということで、そこの空いている土地、そこを駐車場としてお借りするということになったようです。

現地は、前面は〇〇が通っていて、全く駐車場造っても影響ないし、後ろ側というか、西側は、5、6メートルの石垣が組んであって、下に小さな田畑があります。転用する貸駐車場にはきちんと側溝を造って、それでますの中に雨水は全部処理するというので申請をしておられるようなので、雨水が下の田畑に落ちるという心配もなかろうということで、特に問題がないというふうに判断してまいりました。

議 長

続きまして、71号、久保委員。

久保農業委員

申請地の隣地には、先代が農地転用して住宅を建てています。そのときに、一緒にその周りも全部、転用せずに埋め立ててしまったという経緯となっています。周りは田と、この〇〇さんの建てた家を含め4軒ほどあります。はっきり申しまして、もうやむを得ないかというところであります。周りの農地に対する影響はありません。

議 長

現地確認した委員の意見を求めます。
山田委員。

山田農業委員

2つの議案について、周辺の農地に影響はなく、いずれも問題はないという判断をしました。
以上です。

議 長

続きまして、全体を通じまして質問、意見を求めます。

[質問、意見なし]

議 長

意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について、一括して集約します。
農業委員の皆さんに聞きますが、議案第70号及び71号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第72号から76号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 それでは、引き続き5ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第72号、転用目的は住宅です。
続きまして、議案第73号、転用目的は宅地です。
続きまして、議案第74号、転用目的は住宅です。
続きまして、議案第75号、転用目的は住宅敷地です。こちらの案件ですが、農振除外済みの案件となっております。また、やむを得ないものとして追認案件となっております。
それでは、6ページをお願いいたします。
議案第76号、転用目的は住宅です。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。
72号、73号、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 72号の住宅ですけれども、これは〇〇さんのお孫さんに当たる〇〇さんが〇〇さんの土地に住宅を建てるということであります。場所は新田松本線の〇〇の南側500メートルぐらいのところですよ。新田松本線沿いの農地であります。既に農振除外済みですし、周りの農地への影響はないというふうに判断をいたしました。
それから、73号ですけれども、これにつきましては、宅地ということで、〇〇さんが譲受人になっているのですけれども、この隣接するところが〇〇さんの農地ですけれども、これが〇〇さんのところへ食い込んでいるような形になっていまして、現地に行ってみますと、〇〇さんの宅地のすぐ裏のところに当たるといような形で、周りへの影響は全くないというふうに判断をしております。
以上です。

議長 続きまして、74号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 後継者の住宅を建てるため、現状ある宅地と一体的に利用した転用とな

ります。この１３ページの位置図資料の写真を見てもらっても分かるように、周辺の農地には何ら影響はないと思います。

以上です。

議 長 ７５号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 位置図資料１４ページを見ていただきまして、写真ありますけれども、建物の南側に塀があります。この塀については、１０年ほど前に隣地の農地の所有者と確認の上、当時は青垣根があったようですけれども、５０センチ下げて塀を造ったと。現在、軽トラの車庫みたいになっていますけれども、昔、畜舎があったということで、もうかなり前からこのような状態になっていたということです。ところが、２年くらい前に公図と合わせてみたら、２５平米ばかり農地が宅地のほうに食い込んでいるような状況が判明しました。土地所有者との立会いも含めて、納得の上で立てた塀ですので、今回の申請についてはやむを得ないと判断します。また、農地への影響は全くありません。

議 長 続きまして、７６号、河西委員。

河西農業委員 農家分家住宅です。位置図資料１５ページの写真を見ていただけると分かるのですが、一方が道路で、あとは農地に囲まれた場所です。ただ、住宅は平屋ですので、周辺農地に与える影響というのは軽微で済むのかなというように思います。

以上です。

議 長 それでは、現地確認した委員の意見を求めます。
山田委員。

山田農業委員 調査してまいりました。すべての議案について、周辺の農地に影響はなく、問題なしという判断をいたしました。

以上です。

議 長 委員の方からの質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第５条の規定による案件、５件について集約します。

農業委員に聞きますが、議案第７２号から７６号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

- 議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第７７号及び７８号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件を上程します。
事務局から、一括説明を求めます。
- 藤井主任 議長。
- 議長 藤井主任。
- 藤井主任 それでは、７ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について説明をいたします。
議案第７７号、岡田下岡田にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
続きまして、８ページお願いいたします。
議案第７８号、島内にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくをお願いいたします。
- 議長 地元委員の意見を求めます。
７７号、小林委員。
- 小林農業委員 ７７号ですが、現地確認してきまして、引き続き農業をやっているようです。問題ないと判断いたします。
- 議長 続きまして、７８号、松尾委員。
- 松尾農業委員 報告します。
現地確認してきました。特定貸付を含むすべての農地について耕作中であります。何ら問題ありません。
- 議長 全体を通じまして委員の意見を求めます。
- 〔質問、意見なし〕
- 議長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、２件について一括して集約します。
農業委員の皆さんに聞きますが、議案第７７号及び７８号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。
- 〔全員挙手〕
- 議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからエについて一括説明をお願いいたします。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからエについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料9ページからご覧ください。
9ページから11ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、25件、12ページから13ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、22件、14ページ、農地法第4条の規定による届出の件、4件、15ページから16ページ、農地法第5条の規定による届出の件、9件。
以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの報告事項について、委員の皆さんから質問、意見を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いします。

議 長 10分間休憩いたします。10分間休憩の後、20分、議事を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

議 長 議事を再開いたします。
休憩前に続き、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。
報告事項のア、令和7年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題にいたします。
農政課から説明をお願いいたします。
依田主事。

依田（農政課）主事 農政課の依田と申します。
着座にて失礼いたします。
令和7年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告をいたします。
資料17ページから報告事項に移りますが、まず資料に修正が1点ござい

ます。

18ページご覧ください。

表の上から3番目、6の〇〇ですが、申請者から申請を見送りたいという申出があったため、二重線で訂正のほうをお願いいたします。

それでは、17ページに戻っていただき、報告事項を申し上げます。

まず、認定農業者制度の概要は、資料2番のとおりとなっております。

また、複数の市町村で営農を行っている者については、長野県知事及び農林水産大臣が認定を行っております。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、こちらが令和7年の4月に告示をされまして、所得目標が見直されました。数値については、資料の表のとおりとなっております。

審査方法についてですが、原則、年に4回審査を行いまして、第三者組織に当たる松本市農業農村支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行って、認定をするというものになっております。

今回、松本市長が認定した農業経営改善計画認定者、こちらですが、まず新規が個人5件。

次のページへ進んでいただいて、再認定が個人13件、法人5件、共同1件の計19件。

変更は、個人はなくて、法人が3件の計3件となります。

以上27件について、全件承認されたことをここにご報告いたします。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま農政課から説明がありました。

これよりの質疑につきましては、推進委員の皆様も含めまして、全委員の皆さんにお願いします。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

二村委員。

二村農業委員

本当、基本的なことで申し訳ないんですけども、この農業経営改善計画の認定者を申請、再申請ですか、再認定するときに、今これ、家族経営体の標準の所得というふうに書いてあるんですけども、私、最近ですけども、最近というか、去年ですかね。再認定するときに、収入が4人で家族経営、全員で農業者ということでやったら、4人で割ると、何か収入が少な過ぎるから駄目だっていうふうに言われたことがあって、それは、これ、1経営体で800万円以上あればいいということなんですか。そのところ、ちょっとしっかり確認したいんですけども。すみません。

依田（農政課）主事 ありがとうございます。

そうですね。家族経営体で申請をいただくか、それとも、その2つ左に550万円というふうに書いてある上の「主たる従事者1人当たり」っていう、こちらのほうで申請いただくかで計算の方法が違ってきます。

まず、「主たる従事者1人当たり」というこちらの場合だと、主たる従事者が2人いた場合、その経営体全ての金額というのは1,100万円以上必要になります。

ただ、右のほうへ進んでいただいて、家族経営体で、こちらで申請いただくと、みんなで合わせて1つの経営体という扱いになりますので、800万円というようなものになるというものになっております。

二村農業委員 すみません、その「主たる」っていうときに、やっぱりいろいろな申請をしたりとか、みんなでやっているの、主の人はいるんですけども、そういう説明をしたときに、これは駄目なんだっていうふうになったんですよ。だけれども、その「主」っていうのは、1人が一応主やっていて、あとは一緒にやっているんだけど、少し少なくとも大丈夫だって、そういうことで認識でいいですか。

依田（農政課）主事 そうですね。家族経営体で申請されている場合ですと、家族が1経営体になりますので、それぞれがそれぞれの金額算出されると思うんですが、トータルでこの金額を超えていけば大丈夫かなというふうに承知しております。

二村農業委員 松本市ではそれいいというふうにして、私、市をまたがっているのがあって、合同庁舎の中の支援センターに行ったら、駄目って言われて、もう何回も何回もやったので、じゃ今で大丈夫ということですね。

依田（農政課）主事 そうですね。家族経営体の家族経営協定というものがございまして、そちら取得された上での申請……

二村農業委員 やってあります。

依田（農政課）主事 ということであれば、松本市としては800万円、1経営体で問題ないというふうに承知をしていたんですが、ちょっと広域の認定と今お話を伺っているとちょっと違うというところがあったりしますので、ちょっとこちらについては一度確認のほうをさせていただければと思います。

二村農業委員 すみません、ありがとうございました。

依田（農政課）主事 ありがとうございます。

議 長 解決しましたか。
前々回のときかな。一応この実情の金額は現状に合っているかどうかとか、いろいろ考え方あるんですが、一応指標というか、それを基準にした中で金額になるもんですから、こういうことになるという考え方でよろしいですね、依田さん。

依田（農政課）主事 はい。

久保農業委員 よく私は理解できない、俺。この法人の件は。

議 長 ああ、法人の件ね。

久保農業委員 うん。ちょっと頭悪いから、よく分からん。

議 長 いや、そういう問題じゃなくて、もちろんこの指標をつくったそのところが、そういうふうな現状と、この今の現状の皆さんの収入と合致するかどうかっていうところかと思えますけれども。

久保農業委員 法人だったら、1, 000万円なきゃ駄目なのかどうかっていうのは分かりやすいけれども、主たる1人でどうっていうことで、どういう解釈するの、こんな難しいことを。

議 長 これ、どうですか。県の指標の中での捉えどころになると思いますが。依田さん。

依田（農政課）主事 そうですね。まず、主たる従事者ということなんですが、年間2, 000時間以上働いているというのが1つ条件になっておりまして……

久保農業委員 1人が。

依田（農政課）主事 その経営体で認定を申請いただくときに、2, 000時間以上働いているというのが1つ条件になっておりまして、2, 000時間働いている人が2人その法人の中にいた場合は、主たる従事者というのは2人になると、そういうような認識にいただければと思います。

久保農業委員 2人になったら、1, 100万円なきゃいかんの。

依田（農政課）主事 おっしゃるとおりです。

久保農業委員 分かりました。

依田（農政課）主事 2人の場合はそのようになります。

久保農業委員 そうのことですね。

依田（農政課）主事 はい。

久保農業委員 はい、分かりました。

議 長 よろしいですかね。指標は指標として、ケース・バイ・ケースとか、いろいろな場面が想定できますので、また事務局と農政課のほうへ言いながら、相談しながら、お願いしたいと思います。
ほかに。
塩原さん。

塩原（俊）農業委員 ちょっと確認なんですけれども、新規の認定者のところの18ページの上の6番、〇〇さん、これ、先ほど取下げというようなちょっと話をしていたんですけれども、これは、ということは、認定農業者にはならないということですか。

議 長 依田さん。

依田（農政課）主事 〇〇さんなんですが、今回の認定農業者は見送るというものになります。ただ、この〇〇という法人が設立してからまだ日が浅いというところで、認定新規就農者というような形で認定のほうを取得したいというような意見を聞いておまして、その関係で、今回の認定農業者のほうは辞退したいという申出があったものになっております。

議 長 よろしいですか。
どっちにしろ取下げだもんで、それ以上でも以下でもないっていうことだと思います。その後の農地は、それぞれまた対応するっていうことだと思いますけれども。

塩原（俊）農業委員 分かりました、はい。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 ほかによろしいですか。
なければ、本件について、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。
次に、報告事項のイ、令和7年度第1回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生と申します。今年度から認定新規の担当となりました。引

き続きよろしく申し上げます。

それで、説明、報告のほう移らせていただきます。

着座にて失礼します。

資料の20ページをご覧ください。

令和7年度第1回青年等就農計画の審査結果について報告します。

本年度第1回青年等就農計画の申請について、指導班書類審査の結果、1名が適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。

では、制度の概要について、詳細は割愛させていただきますが、簡単に申し上げますと、原則45歳未満の青年が農業経営を開始してからおおむね5年後に年間農業所得が250万円程度を実現することが可能な計画を求められるものです。

次に、認定者について簡単にご説明させていただきます。

今回認定者の方、波田地区の〇〇さんです。新たに農業経営を開始します。品目は白ネギになります。

既に1年ご自身で経営をされていて、1年分の確定申告に基づき認定をさせていただいております。

日頃より新規就農のご支援、支援事業にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。今回認定の〇〇さんを含め、引き続き新規就農者のサポートのほう、よろしくお願ひしたいと思います。

私からの報告は以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明ありました。

これより質疑を行います。

全ての委員の皆さんで質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願ひいたします。

次に、報告事項のウ、農業施策に関する意見書作成の中間報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。

資料の21ページをお願いします。

農業施策に関する意見書作成の中間報告についてです。

まず、1の要旨ですが、前回の中間報告以降、農業振興委員会において協議してきた農業施策に関する意見書の作成状況についてご報告をするものです。

次に、これまで出された主な意見のまとめについてご説明いたします。

まず、1の地域における「子どもの農業とのかかわり」の確保についてです。

現状と課題としては、地域の担い手の高齢化と減少が進んでおり、将来の担い手を地域で育成する必要があるという点、また単発的な体験ではなく、作付から販売までの一連の流れを体験し、経営的視点を学べる農業活動を子供たちに提供する必要があるという点が挙げられています。

これに対する提案として、「子ども農業塾（仮称）」の開設を検討しています。これは、作付から販売までを含む一連の農業体験の場を提供するものです。

期待される効果としましては、子供たちの食や農への理解が深まり、主体性の育成、そして学校になじめない子供たちの人間形成と生きる力の育成が挙げられています。

次に、（2）の中山間地域における獣害対策についてです。

現状と課題としては、猿や鹿などの個体数増加による農作物被害の深刻化、民家や道路への侵入による住民生活への影響、そして農業者の高齢化と人手不足による防護策維持管理体制の限界という点が挙げられています。

これに対する提案として、防護策の維持管理費用の助成、未設置箇所への設置推進、I T・I C Tを活用した大型捕獲機の導入支援など、計8項目の対策案が出されています。詳細は資料に記載のとおりとなっています。

最後に、3の今後の予定についてですが、今月のこの総会の後、農業振興委員会で協議を進め、7月、8月の定例総会で意見書の案を協議していただき、9月の定例総会で意見書案を決定、10月3日に意見書を提出し、11月7日に懇談会を実施する予定となっています。

事務局からの説明は以上ですが、柳澤委員長から補足あれば、お願いいたします。

柳澤農業振興委員長 大体その2つの課題についての論点というか、現状とか、それからそれに向けての対策についてのいろいろなアイデアは過去2回の委員会の中で出てきて、それを箇条書きに今、まとめていただいています。

今日、この後、それぞれの課題について、もう少しいろいろな加筆、あるいは訂正等ないか、それを議論した上で、これをきちんとした意見書の文章に持っていきたいというふうに思っております。

この場で皆さんのほうから特に何かこんなところを強調しておきたいとかいう新たな視点とか意見があったら、ちょっといただいております。お願いいたします。

草田係長

以上です。

議 長

ご苦労さまです。

それぞれの担当の方でご努力されて、本当に感謝を申し上げます。

これからの営み、事務局のほうからもありましたとおり、一応それで概略

少し整理させてもらって、またその内容についてを全ての委員の方にまた申し上げて、これに対する意見、二項目の中で思うところがありましたら、また記名でこちらのほうへ伺って、それで成文化して、意見書を完成するというような営みの予定でありますので、またご了解をしていただいて、この振興委員会以外の方、推進委員の皆さんも含めまして、この機会に発言ありましたら、お聞きをします。

来月の総会で一応成文化したものをお出しして、それが皆さんからご意見をいただく最後の機会になるかなと思っています。それを参考にしながら、あるいは組み込みながら、これ、8月でいいんですよね、意見書を出すのは。どうでしたっけ、スケジュールは。

草田係長

例年ですと、1度意見書案を出して、意見をいただいて、訂正というのが1回だけだったので、今年度については、7月と8月で推進委員の方も含めてご意見をいただいて、9月の総会で決定というふうに考えています。10月3日に市長へ意見書を提出して、11月7日に懇談会を予定しています。

議 長

今、草田係長からの説明があったとおりです。

やはり松本市農業委員会の総意として意見書という形で意見を表すという唯一の機会ですので、そういう営みの中で共有したいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

では、この時点での内容については、皆さんにご理解を願ったということで、以降の営みがありますので、ぜひ協力してもらって、一丸として臥雲義尚市長に意見を提出しようじゃありませんかということでございます。

それでは、次に主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

お願いします。

資料は23ページお願いします。

主要会務報告並びに当面の予定です。

5月28日、全国農業委員会会長大会と長野県選出国會議員への要請懇談会が東京都で行われ、会長に出席をしていただきました。

5月29日から30日、長野県19市農業委員会協議会の会議と視察に会長に出席をしていただきました。

6月3日、第19回定時理事会及び市町村農業委員会会長及び事務局長合同会議に会長に出席をしていただきました。

6月9日、西部ブロック研修・懇談会が行われ、利用状況調査についての研修会を行いました。

13日、県農業者年金推進協議会代議員総会に会長に出席をしていただきました。

6月16日、長野県農業委員会女性協議会松本支部定期総会及び研修会ですが、こちら、「女性農業委員」となっておりますが、失礼いたしました。二村委員、山田委員、原推進委員に出席をしていただきました。ありがとうございました。

6月19日、河西部ブロック研修・懇談会が行われ、利用状況調査について研修会を行いました。

6月20日、長野県農業会議第10回通常総会に会長に出席をしていただきました。

6月23日、農地転用現地調査に古畑委員と山田委員に対応をしていただきました。

6月24日、北東部ブロック研修・懇談会が行われ、利用状況調査についての研修会を行いました。

次のページをお願いいたします。

本日総会后、各専門委員会がありますので、出席をお願いいたします。

当面の予定です。

7月7日、役員会が開催されますので、役員の方は出席をお願いいたします。

22日、長野県農業委員会女性協議会総会に女性委員の方に出席をお願いしています。

23日、農地転用現地調査に二村委員と上條委員に対応をしていただきます。

こちらに記載ありませんが、7月28日月曜日に南部ブロック研修・懇談会が内田公民館で午前9時から開催されます。本日開催通知を配付しますので、ご確認をお願いいたします。

7月の定例総会は31日です。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。
何かご質問、意見等ありますか。

〔質問、意見なし〕

議長 　　なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知をお
きを願います。
　　以上で報告事項は終了しました。
　　続きまして、その他に入ります。
　　最初に、公務災害補償制度への加入について、事務局から説明をお願いします。
小笠原補佐。

小笠原局長補佐 事務局の小笠原です。
総会資料の25ページ、公務災害補償制度への加入についてをご覧ください

い。

着座にて失礼いたします。

それでは、公務災害補償制度への加入についてお願いいたします。

毎年皆様にご加入いただいております公務災害補償制度、農業委員会の業務に従事している際に不慮の事故によって入院、通院した場合などに保険金が支払われる制度ですが、今年度も加入することについて報告いたします。

保険期間は、令和7年10月1日から1年間、加入する型は、昨年と同様、B型で、保険料及び補償内容は、1口当たり保険料が1,500円、補償の内容は表に記載のとおりです。

農業委員会単位で団体加入しまして、7月の委員報酬から保険料1,500円差し引かせていただきます。

参考資料として、公務災害補償制度について、次ページ以降、パンフレットの写しを添付しましたので、またご覧いただきまして、万が一活動中に事故が発生した場合は、速やかに農業委員会事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

議長 この案件につきまして、何か皆さんのほうで質問等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご了解を得たということで、よろしく申し上げます。
続きまして、松本農業農村支援センターから情報提供していただきます。
山戸主査。

山戸（松本農業農村支援センター）主査 皆様大変お世話になっております。松本農業農村支援センターの山戸と申します。

こちら、令和7年6月松本市農業委員会定例総会資料という形で、別刷りのもの、ご参照いただきたいと思います。

着座にて失礼いたします。

まず、2ページ目からになるんですけれども、病虫害発生予察特殊報というものがカーネーションベと病出ておりまして、東信地域のカーネーション栽培圃場で県内で初めて確認されました。

本病については、多発すると収量ですとか品質が大きく低下してしまいます。疑わしい症状を発見した場合には、速やかに試験場の病虫害防除所ですとか、私たち農業農村支援センターに連絡いただくとともに、適切に防除していただくようによろしく申し上げます。

主な防除対策としては、簡単になんですけれども、3つ挙げさせていただきます。

無病苗を用いるということで、この場合なんですけれども、海外では本病

が広く分布しているため、輸入苗を用いる方に関しては、特に注意していただくようにお願いします。

疑わしい株がありましたら、圃場外に搬出しまして、焼却するですか、処分をしていただくようによろしくをお願いします。

また、本病に対して登録にある薬剤、2ページの表のところに記載してあるんですけども、こちらのほうで対策取っていただくようにお願いします。

こちら、ちょっと白黒で見にくくなってしまって、大変申し訳ないんですけども、こちら、県の病虫害発生予察で検索しましたら、こちらのほうのサイトに行きますので、またカラーで確認したい方は、大変お手数なんですけど、ホームページのほうで確認していただけるようによろしくをお願いいたします。

次に、4ページから6ページになるんですけども、毎月お知らせしております今年の気象と、今月の気象に関する内容と主要作物の生育概況というところになっております。

こちら、ちょっと気象に関して、5月15日発表のものを掲載しているんですけども、6月26日に発表、新たに2か月予報されまして、そちらの内容もほぼ変わりなく、向こう1か月気温が高く、期間の前半ですとか後半は気温がかなり高くなる見込みとなっております。降水量も平年並みか少なく、日照時間は、こちら、前回ですと平年並みか多いという見込みになっていたんですけども、日照時間も多い見込みとなっております。

例年、最近はすごく暑くなっているんですけども、今年もそういう予報になっているということで、熱中症等注意していただくようにお願いします。

各作物についてなんですけども、大麦、小麦なんですけども、大麦に関しては収穫終わっておいて、小麦もスタートしているかと思うんですけども、かなり圃場間で湿害等の影響で収穫差が大きくなっているようです。圃場内でばらつきも大きく、収穫判断はちょっと難しい状況になっているかなというところです。

水稻に関しては、コシヒカリ、定点圃場でなんですけども、平年より草丈ですとか茎数多いような状況になっております。

果樹に関してなんですが、この気象もありまして、オオタバコガの発生が多くなっておるといふふうに聞いております。平年より早くからの被害の発生の可能性があるため、幼虫の発生ですとかに注意していただくようによろしくをお願いします。

あと細かい内容に関しては、すみませんが、各文書のところを読んでいただくようにお願いいたします。

次、7から8ページ飛んでいただきまして、こちら、うちの支援センターのほうで開催する検討会になるんですけども、第1回松本地域緑肥作物活用現地検討会というものを7月28日の2時から開催させていただきます。

環境に優しい農業の推進として、新たな緑肥作物であるマメ科のヘアリー

ベッチというものを利用して、スイートコーンの減肥栽培に昨年から支援センターのほうで取り組んでおりまして、それなりに5割近くの減肥ができるかなというような結果も試験場と共に出てきているところであります。

今回、この緑肥作物によるその試験ですとか、そちらを現地にて実際のトウモロコシの中、農業者の方に広く知っていただきたいということで開催しますので、ご興味ある方、参加していただくようにお願いします。

また、近くで減肥したいなと思っている方ですとか、緑肥の活用に興味のある方ですとかおりましたら、ぜひとも声をかけていただくようによろしくお願いいたします。

最後になんですが、9ページから12ページになるんですが、長野県農業大学校のオープンキャンパスを開催しますということでつけさせていただきます。

7月29と30日に県の農業大学校総合農業科のオープンキャンパスを開催します。大学の特徴ですとかカリキュラムの紹介、または校内農場を実際に見ていただきますので、ご興味ある方がいましたら、ぜひとも参加していただくように声をかけていただくとともに、生徒の募集もしておりますので、ぜひとも農業に興味あって、農業大学校に興味あるなという方がいましたら、お声かけていただくようによろしくお願いいたします。

簡単にではありますが、以上で情報提供となります。

議 長

ありがとうございました。

今のお話の中で、何か皆さんありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

そういうことで、ありがとうございました、じゃ、よろしくお願いします。続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。

本日配付しました雇用就農資金事業についてご説明いたします。

こちらは全国農業会議所が行っているもので、農業の担い手を育成するための支援事業となっています。

この事業は、50歳未満の就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を支援する農業法人等に対して資金を交付するものです。

支援には2つのタイプがございます。

1つ目は、雇用就農者育成・独立支援タイプです。これは、農業法人等が就農希望者を雇用し、実践研修を行う場合に資金を交付します。

2つ目は、新法人設立支援タイプです。こちらは、独立して新たな農業法人設立を目指す方を雇用して研修を実施する場合に資金を交付します。

第2回の募集期間が令和7年7月1日から8月4日となっております。

制度の活用や不明点等ありましたら、長野県農業会議へお問合せをお願いいたします。

また、本日、冊子で「農業委員会必携」という冊子お配りしてあります。
また業務の参考にしていただければと思います。

本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いします。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係申請書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

最後に、お車でお越しの委員は、市役所駐車場の無料認証を行ってください。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

草田係長、こういう雇用就農資金っていうの、それぞれ松本市の中で、里親とかいろいろの方で、その該当の方に、我々も情報として知っておく必要あるんだろうけれども、その人たちに周知をして、利用できるものは利用してもらったほうがいいんじゃない。

草田係長

はい。また関係の部署にも周知をしていきたいと思います、ありがとうございます。

議 長

ありがとうございました。

その他、全体を通じまして皆さんのほうから質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ありがとうございました。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 25番

議事録署名人 26番 _____